

## < 「ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫規定」 内容改定について >

規定内容の明確化のため、「ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫規定」を下記のとおり改定いたします。なお、今回の規定改定によるお客様の貸金庫ご利用方法等に変更はありません。（朱書きの部分が追加となった部分）

### ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫規定

#### 第1条（ICキャッシュカードとは）

本規定におけるICキャッシュカードとは、スーパーカード、及び普通預金キャッシュカードのことをいいます。

#### 第2条（ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫のご利用とは）

ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫のご利用とは、指静脈認証貸金庫において、ICキャッシュカードに登録されている指静脈情報を用いて本人確認を行うものをいいます。

#### 第3条（ICキャッシュカードの登録）

ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定のお申し込みが必要となります。書面によるお申し込みの上、お手持ちのICキャッシュカードを、当行が貸金庫のご利用カードとして当行所定の機器で登録することにより、利用可能となります。

#### 第4条（利用可能なカード）

個人	本人	貸金庫借主のICキャッシュカード（スーパーカード・普通預金）
	代理人	代理人本人のICキャッシュカード（スーパーカード・普通預金）
法人	本人	貸金庫借主のICキャッシュカード（普通預金）または、 代表者個人のICキャッシュカード（スーパーカード・普通預金） ※カード未発行、指静脈未登録の場合でも、代理人の選任があれば契約は可能
	代理人	代理人本人のICキャッシュカード（スーパーカード・普通預金）

#### 第5条（指静脈認証データの照合等）

貸金庫の開函時に、本人の身体的な理由等により当行所定の認証機器による指静脈情報と指静脈認証データの一致が確認できない場合は、当行所定の手続きによりICキャッシュカードの再発行を行い、貸金庫のご利用カードとして再度登録をしてください。

#### 第6条（貸金庫のご利用カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 貸金庫のご利用カードとして登録したICキャッシュカードを喪失した場合は当行所定の手続きによりICキャッシュカードの再発行を行い、貸金庫のご利用カードとして再度登録をしてください。
- (2) 届出の印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 正鍵を喪失した場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 第7条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫のご利用カードとして登録したICキャッシュカードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえで貸金庫をただちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫のご利用カードとして登録したICキャッシュカード、または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか前条に準じて取扱います。
- (2) その他の事項は自動貸金庫規定第11条（解約等）の2項以降に準じて取扱います。

#### 第8条（取扱店の範囲）

ICキャッシュカードによる指静脈認証貸金庫のご利用は、当行所定の店舗のみで取扱っております。取扱店の詳細はお取引店にお問合せください。

#### 第9条（口座解約時のご留意点）

ご利用のICキャッシュカードの口座の解約は、お取引店のみでのお取扱いとなります。尚、口座の解約にあたっては、貸金庫契約も解約が必要となります。（代理人の方は代理人の脱退も必要となります。）

#### 第10条（規定の適用）

本規定に定めのないその他の事項については、自動貸金庫規定、貸金庫（保護函）規定、指静脈認証貸金庫規定、スーパーカード規定、及びキャッシュカード規定（総称して「原規定」という）により取扱います。

#### 第11条（規定の改定）

本規定は店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができます。

以上